

我が国の宇宙開発利用体制の在り方について

<中間報告>

平成 21 年 4 月 3 日
宇宙開発利用体制検討
ワーキンググループ

1. 宇宙開発利用に関する政策の司令塔機能の強化

(宇宙開発戦略本部及び事務局としての機能の強化)

- ① 宇宙開発利用に関する施策については、宇宙基本法において、宇宙開発戦略本部(以下、「本部」という。)を司令塔として、政府全体が一体となって総合的に推進するものとされている。そのため、本部は、同法第26条の規定に基づき、宇宙開発利用に関する基本的な計画(以下、「宇宙基本計画」という。)を作成し、及びその実施を推進すること並びに宇宙開発利用に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進及び総合調整に関することを行うものとされている。具体的には、本部は、宇宙基本計画の企画立案、同計画に基づく関係府省の施策の実施の推進、総合調整、フォローアップ(評価)、宇宙利用に関する戦略、宇宙に関する対外戦略、技術開発に関する戦略等に係る重要事項に関する審議・決定等を行うことが必要である。【1. ⑦、1. ⑪、3. ④参照】
- ② 本部は、宇宙開発利用に関する重要施策についての調査審議等を円滑に行うため、宇宙開発担当大臣を中心とする関係国務大臣による協議会、関係副大臣によるものや関係府省の担当局長によるものなどを必要に応じ開催することが適当である。
- ③ 本部は、関係府省の施策の実施の推進等に関する総合調整やフォローアップ(評価)等を行うに当たっては、宇宙開発戦略専門調査会(以下、「専門調査会」という。)を積極的に活用することが適当である。【1. ⑦、1. ⑪、3. ④参照】
- ④ 現在、同法第32条の規定に基づき、内閣官房において行っている本部に関する事務の処理は、同法附則第2条の規定に基づき、内閣府に移管することとされている。これにより、内閣府は、本部と一体となって我が国の宇宙開発利用に関する政策の司令塔機能の強化を図ることが必要である。

(内閣府の宇宙開発利用に関する政策の企画立案・推進・総合調整機能の強化)

- ⑤ 内閣府は、本部の下で、宇宙基本計画を着実に推進し、宇宙開発利用に関する施策を政府全体として総合的、計画的に推進するため、宇宙開発利用に関する基本的な政策の企画立案、推進、総合調整、フォローアップを行うことが必要である。
- ⑥ 内閣府は、宇宙開発利用に関する施策を政府全体が一体となって総合的に推進するため、関係府省の施策の着実な実施を確保する仕組みを構築する必要がある。

具体的には、内閣府が本部における政府全体の宇宙関係予算の資源配分の総合調整に係る事務を処理することはもとより、内閣府に宇宙開発利用促進のための調整費や促進費のような形の予算を計上して、内閣府が主導的に関係府省の宇宙開発利用を促進する仕組みが今後検討すべき案の一つとして考えられる。【2. ④参照】

これにとどまらず、内閣府が、本部における関係府省の宇宙開発利用に係る総合調整機能を予算管理により確実に担保するために宇宙関係予算のうち重要な事業の予算を一括計上し各府省に移し替えて各府省に執行させる方法や、関係府省の重要な事務を内閣府に一元化して内閣府が自ら実施する方法も考えられ得る。

なお、これらの検討に当たっては、施策の効果的な推進や所要の予算の着実な確保などに関するメリット、デメリットを勘案する必要がある。

(評価に基づく見直し)

- ⑦ 本部は、専門調査会を活用し、宇宙基本計画の進捗状況をフォローアップする観点から関係府省の施策の実施状況を評価し、評価結果に基づき、必要に応じて、宇宙基本計画の見直しや進行中のプロジェクトの加速・廃止などを審議・決定する必要がある。【1. ①、1. ③参照】
- ⑧ 内閣府において、本部における関係府省の施策の評価に係る事務を処理する部門については、宇宙開発利用を推進・振興する部門との適切な牽制関係を持たせることが望ましい。

(調査・分析体制の整備)

- ⑨ 内閣府は、本部及び内閣府における宇宙開発利用に関する政策の企画立案機能を強化するため、宇宙開発利用に関する海外の政策や計画などの国際情勢や技術動向等に関する調査・分析体制を整備する必要がある。

(専門人材の確保)

- ⑩ 宇宙開発利用に関する政策の企画立案や諸外国の関係機関との国際交渉に当たっては、担当者の高度な専門知識や継続的な人的関係の維持が重要である。このことを勘案し、宇宙開発利用に関する政策に携わる専門人材を継続的に確保するため、内閣府において宇宙開発利用に関する政策の企画立案、調査・分析、評価等を担当する者の専門性や継続性を重視することが望ましい。また、独立行政法人宇宙航空研究開発機構(以下、「JAXA」という。)その他の宇宙開発利用に関する機関(以下、「宇宙機関」という。)や学会、大学、産業界など外部の専門人材の育成、活用も推進することが望ましい。

(宇宙開発委員会の見直し)

- ⑪ 文部科学省宇宙開発委員会(以下、「SAC」という。)について、JAXAに関して行っている宇宙開発に関する長期的な計画(以下、「長計」という。)の議決などの機能については、宇宙基本計画に係る本部の機能と重複するため廃止することが必要である。

ただし、SAC の技術的専門的事項に係る機能のうち、安全確保に関する事項については、内閣府に移管し、事故調査に関する事項については、事故の規模や社会的影響の大きいものについては、本部が専門調査会を活用して、それ以外のものについては、内閣府において、その都度、中立的かつ専門的観点から適切に調査を行い得る体制を構築することが適当である。

なお、SAC の長計に基づく JAXA のプロジェクトの進行管理、評価に関する機能については、本部が専門調査会を活用し宇宙基本計画の進捗状況のフォローアップに係る施策の評価として実施することが適当である。【1. ①、1. ③参照】

(他の機関による総合調整との整合性確保)

- ⑫ 本部及び総合科学技術会議等の宇宙開発利用以外の重要政策に関する総合調整を行う機関は、各々が行う総合調整の整合性を相互に確保するため、必要に応じて連携強化を図ることが望ましい。

2. 利用主導のプログラム推進体制の構築

(産学官などの多様な利用コミュニティの育成)

- ① 内閣府は、実効性のある国際社会への貢献と国民生活の質の向上というニーズに対応した宇宙開発利用を着実に推進するため、地球観測、通信、測位等の各利用分野のニーズに基づき国の宇宙開発利用に積極的に責任を持って関わる産学官などの多様な「利用コミュニティ」の形成を推進することが必

要である。

なお、宇宙科学分野のような学術研究の推進体制については、JAXAの宇宙科学研究本部(ISAS)において、引き続き大学共同利用システムによる学術研究コミュニティの枠組みを維持することが適当である。

(利用ニーズを吸い上げる仕組みの構築)

- ② 内閣府は、国が実施する宇宙開発利用に関するプロジェクトについて、産学官などの多様な「利用コミュニティ」からの提案を受け、その意義、技術的フィージビリティ等を検討し、意見の集約を行い、本部における宇宙開発利用に関する政策の審議・決定に反映するため、関係府省や産学の有識者で構成される「宇宙開発利用推進連絡会議(仮称)(以下、「連絡会議」という。)」を開催することが適当である。

- ③ 内閣府は、必要に応じて、連絡会議等を活用し、利用ニーズに基づき、宇宙基本計画を具体化したプログラム(P)(注)を作成し、本部の下での審議・決定を求めることが必要である。関係府省やその関係機関は、このプログラム(P)に基づき、宇宙開発利用に関する個々のプロジェクトを計画的に実施することが必要である。

(注)本報告書において、「プログラム(P)」とは、関係府省やその関係機関に個々の施策(プロジェクト)を計画的に実施させるために、必要に応じて宇宙基本計画を具体化した個別分野の計画をいう。

なお、ここでいう「プログラム(P)」は、宇宙基本計画(骨子案)中の「プログラム」と同義ではない。

(利用促進のための仕組みの構築)

- ④ 内閣府は、宇宙利用促進のための調整費や促進費のような形の予算を計上して、内閣府が主導的に関係府省の宇宙利用を促進する仕組みが今後検討すべき案の一つとして考えられる。【1. ⑥参照】

(注)内閣府における予算管理等に係る検討状況によっては、結論が変わり得る事項である。

(利用ニーズに基づくJAXAなどの宇宙機関の業務運営)

- ⑤ JAXAなどの宇宙機関は、本部の決定する宇宙基本計画やそれを具体化したプログラム(P)などに従い業務運営を行うことが必要である。その際、宇宙機関は、内閣府が開催する連絡会議等を通じて、利用府省や産業界など利用コミュニティがプロジェクトの企画・開発段階から運用段階まで一貫して責任を持って参画し、意見を反映できるようにすることが必要である。【6. ②参照】

3. 安全保障、外交分野における宇宙開発利用体制の構築

(安全保障等の特殊性の配慮)

- ① 宇宙開発利用体制の在り方を検討するに当たっては、安全保障等の特殊性について十分な配慮が必要である。

(宇宙を活用した安全保障)

- ② 宇宙基本法の成立を受けて、我が国においても安全保障分野における宇宙開発利用がより円滑に実施できるようになったことにかんがみ、本部や内閣府だけではなく、防衛、情報収集等の分野の側においても、宇宙の利用をより総合的に推進するための体制の充実を図ることが望ましい。

(民生分野と防衛分野との協力)

- ③ 防衛省は、防衛分野の研究開発に当たっては、その他関係府省、宇宙機関等の民生部門との連携による協力関係を構築することが必要である。ただし、協力関係の構築に当たっては、防衛省及び民生部門は、情報管理などについて安全保障の特殊性を踏まえた適切な体制を構築する必要がある。なお、民生部門においては、従前より成果の公開を前提に行ってきた学術研究等の研究開発と防衛分野の研究開発とを明確に区別して実施することが適当である。

(政府一体となった宇宙に関する対外戦略の企画立案・推進機能の強化)

- ④ 本部は、専門調査会を活用し、政府全体としての宇宙に関する対外戦略を企画立案することが必要である。【1. ①、1. ③参照】
- ⑤ 内閣府は、外務省等と協力して、国際社会への貢献、途上国支援等の宇宙を活用した外交・国際協力、及び我が国の宇宙産業を支援するトップセールス等の宇宙のための外交・国際協力を政府一体となって推進することが必要である。

(海外拠点の連携協力)

- ⑥ 内閣府、外務省等は、宇宙に関する対外戦略を推進するに当たって、在外公館並びに国際協力機構(JICA)や日本貿易振興機構(JETRO)等の国際協力機関、JAXA等の宇宙機関及び民間の海外拠点を活用し、国内の宇宙開発利用体制との連携や海外拠点間の連携の強化を図ることが必要である。

4. 宇宙産業の振興

(宇宙開発利用の計画的推進)

- ① 本部は、我が国の宇宙開発利用に関する施策を計画的に推進することで、民間事業者の能力を活用し、民間事業者が物品及び役務の調達を計画的に行えるよう配慮することによって、我が国産業の振興を図ることが望ましい。

(本部の決定に基づく研究開発)

- ② 内閣府は、我が国の技術力及び産業の国際競争力の強化等を図るため、必要に応じて、連絡会議等の活用などにより、関係府省、関係機関や産学の有識者と共同して、技術見通し、利用ニーズや国際市場の現状・動向等を踏まえた人工衛星等の技術開発を、宇宙基本計画を具体化したプログラム(P)に含め、本部の下での審議・決定を求めることが必要である。【5. ①参照】

(産業振興へのJAXAの貢献)

- ③ 国は、我が国産業の振興を図るために業務を行うことがJAXAの重要な目的の一つであることを明確化し、JAXAは、本部の決定する宇宙基本計画やそれを具体化したプログラム(P)などに従い、我が国産業の技術力及び国際競争力の強化を促進するために、十分な宇宙実証を行うなど、我が国産業がJAXAの成果をこれまで以上に有効に活用できるよう業務を実施することが必要である。【6. ⑥参照】
- ④ JAXAは、人工衛星やロケットなどの開発に当たっては、プロジェクトの規模やリスク等に応じたプロジェクトマネジメントの合理化・効率化の徹底、汎用品の使用促進、技術・部品などの国際標準の獲得促進や人工衛星のシリーズ化などにより、我が国産業の国際競争力の強化を図ることが必要である。【6. ⑤参照】
- ⑤ JAXAは、人工衛星やロケット等の産業化の促進などのため、射場、大型試験設備やデータベースなどハードとソフトの両面における共通基盤インフラの整備、管理、民間事業者等外部への供用を実施することが必要である。

5. 先端的研究開発力の強化

(本部の決定に基づく研究開発)

- ① 内閣府は、我が国の技術力及び産業の国際競争力の強化等を図るため、必要に応じて、連絡会議等の活用などにより、関係府省、関係機関や産学の有

識者と共同して、技術見通し、利用ニーズや国際市場の現状・動向等を踏まえた人工衛星等の技術開発を、宇宙基本計画を具体化したプログラム(P)に含め、本部の下での審議・決定を求めることが必要である。【4. ②参照】

- ② 内閣府は、先端的・基盤的な国の研究開発に関する宇宙基本計画を具体化したプログラム(P)を作成し、本部の下での審議・決定を求めることが必要である。宇宙機関は、このプログラム(P)に従い、新たなニーズの発掘や新たな技術・システムの創出につながる研究開発を計画的に実施することが必要である。【6. ⑦参照】

(学術研究部門の独立性の尊重)

- ③ JAXAは、ISASについて、学術研究部門としての独立性を尊重した運営体制を構築することにより、研究者の自由な発想に基づく研究開発を効果的に行うことが必要である。【6. ⑧参照】

(大学、中小企業等の活用)

- ④ 宇宙機関は、そのプロジェクトを実施するに当たって、大学、中小企業等の多様なポテンシャルを活用することが可能な開かれた研究開発体制の構築を促進することが必要である。【6. ⑨参照】

6. JAXA 等宇宙開発利用機関の在り方

(JAXA の位置づけ)

- ① 国は、JAXA法の目的条項を宇宙基本法に沿ったものに見直し、JAXAを、本部の決定する宇宙基本計画やそれを具体化したプログラム(P)などに従い研究開発等を実施することで我が国全体の宇宙開発利用を強力に牽引する中核的機関と位置づけることが必要である。

(利用ニーズに基づくJAXAの業務運営)

- ② JAXAは、本部の決定する宇宙基本計画やそれを具体化したプログラム(P)などに従い業務運営を行うことが必要である。その際、JAXAは、内閣府が開催する連絡会議等を通じて、利用府省や産業界など利用コミュニティがプロジェクトの企画・開発段階から運用段階まで一貫して責任を持って参画し、意見を反映できるようにすることが必要である。【2. ⑤参照】
- ③ JAXAは、業務運営に当たって、利用コミュニティ等のユーザーやプロジェクトの実施において連携協力関係にある民間事業者や研究開発機関等に対して

これまで以上に十分配慮した支援、協力関係の構築に努めることが必要である。

(JAXAの所管の在り方)

- ④ JAXAの所管の在り方に関しては、例えば、以下のような案が考えられるが、内閣府の役割も含め、引き続き検討を続けることが必要である。

(案1)内閣府は、総合調整機能により、本部の決定する宇宙基本計画やそれを具体化したプログラム(P)などのJAXAの業務運営への反映を担保。JAXAの所管関係は、現行を維持。

(案2)(案1)の所管省に加えて、利用ニーズのJAXAの業務運営への的確な反映のために、経済産業省、国土交通省等に係る事務を新たにJAXAに実施させ、当該業務に係る府省を共管府省に追加。

(案3)宇宙開発利用に係る政府全体の共通事務を一元的に実施するため基盤的技術開発等の重要な事業を内閣府が自ら実施することとし、JAXAの当該業務の所管を内閣府に変更、内閣府をJAXAの主管とし、(案1)又は(案2)の所管府省は共管府省とする。

(案4)内閣府が、現在、関係府省が行っている宇宙開発利用に関する事務を一元的に実施することとし、JAXAは、内閣府の専管とする。

注1) 独立行政法人の所管府省とは、自らの事務・事業(分担管理事務)を代わりに当該独立行政法人に行わせている府省であるので、宇宙開発利用に関する政策の司令塔機能(総合調整(内閣補助事務)のみを行う)でもって、JAXAの所管府省に加わることはない。

注2) 内閣府が総合調整機能と事業実施機能(JAXAの所管)を併せ持つことは、総合調整の中立性を妨げるおそれがあるため慎重な検討が必要との意見もある。

(JAXAの業務運営の効率化)

- ⑤ JAXAは、人工衛星やロケットなどの開発に当たって、プロジェクトの規模やリスク等に応じ、プロジェクトマネジメントの合理化・効率化を徹底するなど事業運営全般の合理化・効率化を図る必要がある。【4. ④参照】

(産業振興へのJAXAの貢献)

- ⑥ 国は、我が国産業の振興を図るために業務を行うことがJAXAの重要な目的の一つであることを明確化し、JAXAは、本部の決定する宇宙基本計画やそれを具体化したプログラム(P)などに従い、我が国産業の技術力及び国際競争力の強化を促進するために、十分な宇宙実証を行うなど、我が国産業がJAXAの成果をこれまで以上に有効に活用できるよう業務を実施することが必

要である。【4. ③参照】

(本部の決定に基づく研究開発)

- ⑦ 内閣府は、先端的・基盤的な国の研究開発に関する宇宙基本計画を具体化したプログラム(P)を作成し、本部の下での審議・決定を求めることが必要である。JAXAは、このプログラム(P)に従い、新たなニーズの発掘や新たな技術・システムの創出につながる研究開発を計画的に実施することが必要である。【5. ②参照】

(学術研究部門の独立性の尊重)

- ⑧ JAXAは、ISASについて、学術研究部門としての独立性を尊重した運営体制を構築することにより、研究者の自由な発想に基づく研究開発を効果的に行うことが必要である。【5. ③参照】

(大学、中小企業等の活用)

- ⑨ JAXAは、そのプロジェクトを実施するに当たって、大学、中小企業等の多様なポテンシャルを活用することが可能なより一層開かれた研究開発体制の構築を促進し、宇宙開発利用に関するプロジェクトに参画する者の裾野の拡大を図ることが必要である。【5. ④参照】

(調査・分析の支援)

- ⑩ JAXAは、自らの事業の実施から独立した中立的観点に立った調査・分析を実施することにより、内閣府が行う調査・分析を支援することが必要である。

(JAXA 以外の宇宙機関)

- ⑪ JAXA以外の宇宙機関については、内閣府の所掌する事務及びJAXAの目的、業務の範囲などの検討結果を得た上で、別途検討する必要がある。

7. その他

(国内外の理解を深める取組み)

- ① 内閣府は、我が国の宇宙開発利用の裾野の拡大、国内外の理解増進のため、宇宙開発利用を国民にとって身近なものとするための宇宙機関の活動の公開や、在外公館などを活用して我が国の宇宙開発利用の成果を諸外国に発信する取組みなどを政府一体となって推進する必要がある。

(宇宙開発利用に関する情報管理)

- ② 内閣府は、関係行政機関と協力して、宇宙開発利用に関する情報の適切な管理のための施策を推進するための枠組みを検討し、本部の下での審議・決定を求めることが必要である。

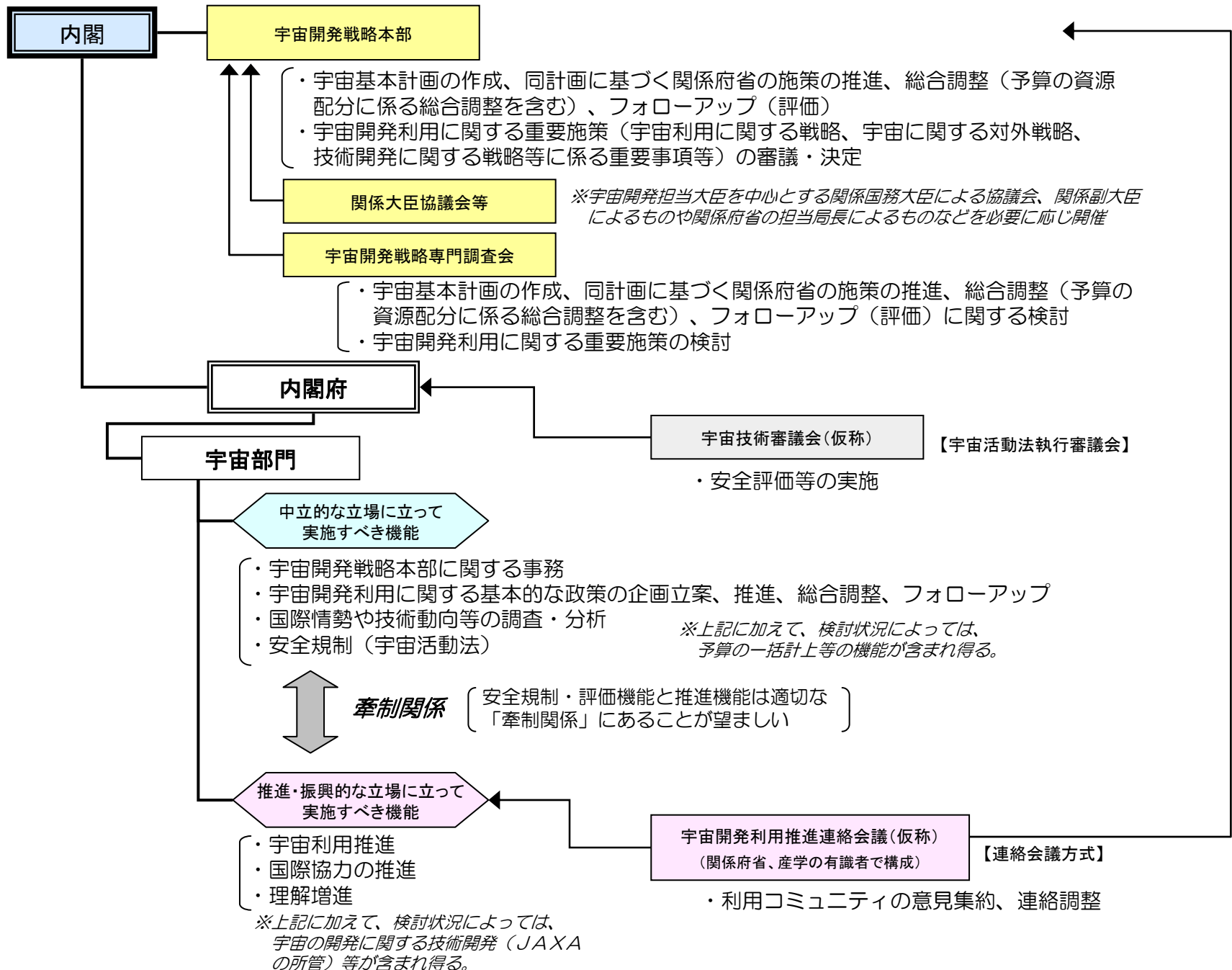
(宇宙活動法による宇宙活動の安全確保等のための許認可等)

- ③ 内閣府は、宇宙活動に係る安全規制その他の宇宙開発利用に関する条約等の国際約束等を実施するため、宇宙活動法に基づき打上げに関する許認可等を行うものとし、そのための新たな事務を処理するための体制を整備することが適当である。
- ④ 内閣府は、外部の専門家等により宇宙活動に係る安全基準の設定等に関して技術的専門事項の審議等を行うための体制(「宇宙技術審議会(仮称)」)を整備することが適当である。
- ⑤ 内閣府において、打上げに関する許認可等に係る安全審査や事故調査を行う部門については、宇宙開発利用を振興・推進する部門との適切な牽制関係を持たせることが望ましい。

以上

宇宙開発戦略本部と内閣府の機能について

(参考)



内閣府は、必要に応じて、宇宙開発利用推進連絡会議等を活用し、利用ニーズに基づき、宇宙基本計画を具体化したプログラム（P）を作成し、宇宙開発戦略本部の下での審議・決定を求める